

議案第 7 4 号

北本市都市計画税条例の一部改正について

北本市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

北本市都市計画税条例（昭和 4 6 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 0 0 分の 0 . 2 5」を「1 0 0 分の 0 . 2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の北本市都市計画税条例の規定は、平成 2 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。